

主要地方道県道21号（鶴岡八幡宮付近）における 道路標識による駐停車等禁止場所について

凡例

■▶ 駐停車禁止区間
※規制標識↓



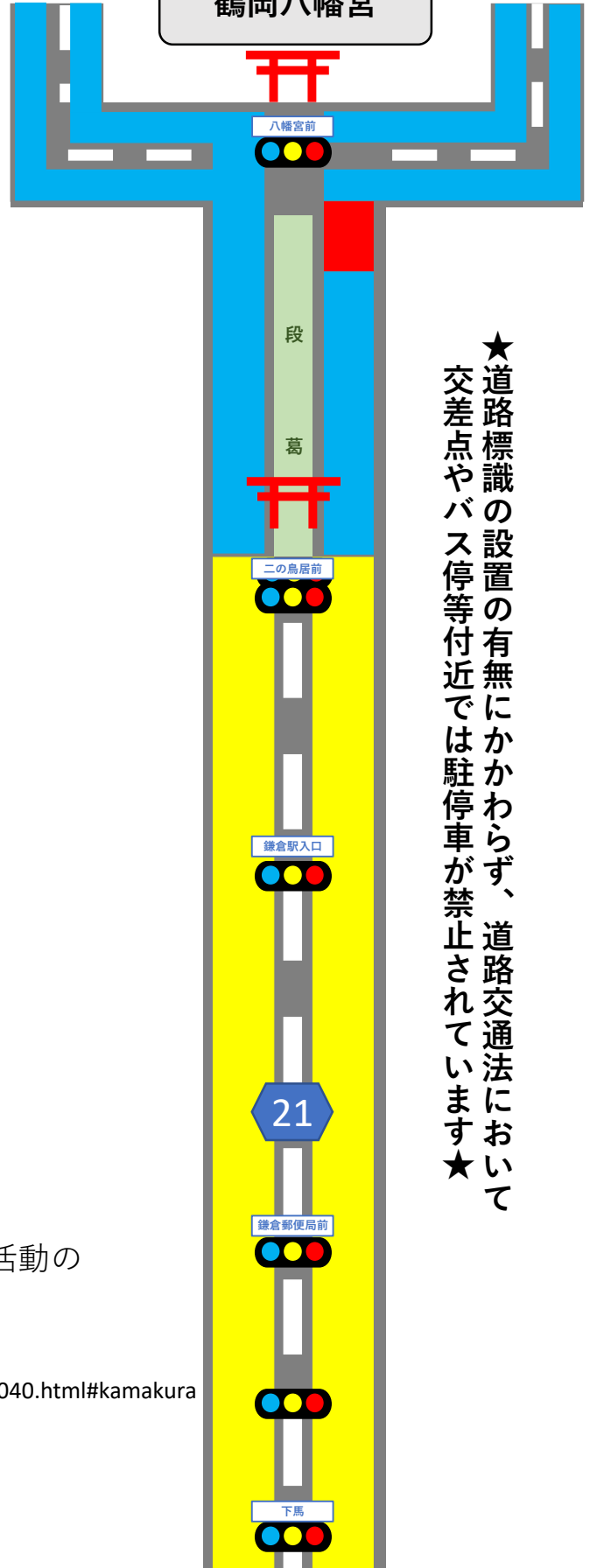
■▶ 駐停車禁止区間
(時間帯により駐車禁止区間)
※規制標識↓



■▶ 駐車禁止区間
※規制標識↓



至 北鎌倉 至 十二所



★道路標識の設置の有無にかかわらず、道路交通法において
交差点やバス停等付近では駐停車が禁止されています★

※ 鶴岡八幡宮付近の道路は駐車監視員活動の
「最重点路線」に指定されています。

(駐車監視員活動ガイドライン)

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/kotsu/ihochusha/mesf4040.html#kamakura>

至 由比ガ浜